

平成30年 第1回

とちぎ広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 録

平成30年2月28日 開会

平成30年2月28日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会

議事日程

- | | | |
|----|-------|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | 会期の決定について |
| 第3 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 第4 | 議案第1号 | 専決処分の報告並びに承認について（平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第4号）） |
| 第5 | 議案第2号 | 専決処分の報告並びに承認について（損害賠償の額の決定について） |
| 第6 | 議案第3号 | 平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第5号） |
| 第7 | 議案第4号 | 平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計予算 |
| | 議案第5号 | とかち広域消防事務組合職員給与条例制定について |
| | 議案第6号 | とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正について |
| | 議案第7号 | とかち広域消防事務組合消防手数料条例の一部改正について |

会議に付した事件 議事日程と同じ

出席議員（36名）

- | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 守屋いつ子議員. | 2番 | 大野 晴美議員. | 3番 | 佐藤 和也議員. |
| 4番 | 加納 三司議員. | 6番 | 埴渕 賢治議員. | 7番 | 菊地 康雄議員. |
| 8番 | 西山 輝和議員. | 9番 | 加来 良明議員. | 10番 | 柴田 正博議員. |
| 11番 | 広瀬 重雄議員. | 12番 | 高橋 和雄議員. | 13番 | 松橋 昌和議員. |
| 14番 | 鈴木 千秋議員. | 15番 | 浜頭 勝議員. | 16番 | 堀田 成郎議員. |
| 17番 | 中橋 友子議員. | 18番 | 千葉 幹雄議員. | 19番 | 芳滝 仁議員. |
| 20番 | 永田 憲議員. | 21番 | 田井 秀吉議員. | 22番 | 藤田 博規議員. |
| 23番 | 高橋 利勝議員. | 24番 | 方川 一郎議員. | 25番 | 井脇 昌美議員. |
| 26番 | 吉田 敏男議員. | 27番 | 宮川 寛議員. | 28番 | 田村 寛邦議員. |
| 29番 | 岡坂 忠志議員. | 30番 | 大林 愛慶議員. | 31番 | 清水 隆吉議員. |
| 32番 | 鈴木 正孝議員. | 33番 | 藤澤 昌隆議員. | 35番 | 大塚 徹議員. |
| 36番 | 富井 司郎議員. | 37番 | 稲葉 典昭議員. | 38番 | 小森 唯永議員. |

欠席議員（2名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 5番 | 杉山 幸昭議員. | 34番 | 西本 嘉伸議員. |
|----|----------|-----|----------|
-

出席説明員

組合長 米沢 則寿.

副組合長 小野 信次. 竹中 貢. 吉田 弘志. 浜田 正利. 阿部 一男.

森田 匡彦. 西山 猛. 酒森 正人. 飯田 晴義. 勝井 勝丸.

宮口 孝. 安久津勝彦. 野尻 秀隆. 水澤 一廣. 田中 敬二.

代表監査委員 林 伸英.

消防局長 小田原秀幸. 消防局次長 大石 健二. 消防局次長 編田 浩也.

総務課長 長谷川耕三. 消防課長 広川 浩嗣. 救急救助課長 田中 弘樹.

情報指令課長 山本 学. 予防課長 小野 修一. 総務課長補佐 山田 典崇.

会計管理者 千葉 仁.

監査委員事務局長 柴田 裕. 監査委員事務局次長 菊地 淳.

議会事務局

事務局長 山上 俊司. 書記 滝沢 仁. 書記 佐藤 淳.

書記 田中 彰. 書記 西端 大輔. 書記 竹村 尚樹.

書記 小原 啓佑. 書記 高橋 均.

-
- 小森 唯永 議長 ただいまから、平成30年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
ここで、事務局長に本日の議事日程などについて報告させます。

-
- 山上 俊司 議会事務局長
報告いたします。
本日の出席議員は、36人であります。
欠席の届出は、5番杉山幸昭議員、34番西本嘉伸議員から、ございました。
次に、今期定例会につきましては、組合長から、去る2月21日付けをもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。
また、同日付けをもって、組合長及び監査委員に対して、説明員の出席要求をいたしております。
次に、議案等の配付について申し上げます。
今期定例会に付議予定事件として受理しております平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計予算ほか7件につきましては、2月21日付けをもって、各議員あて送付いたしております。
最後に、本日の議事日程でありますがお手元に配付の議事日程表第1号により、ご了承いただきたいと思います。
報告は以上であります。

-
- 小森 唯永 議長 日程第1
会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、17番中橋友子議員及び18番千葉幹雄議員を指名いたします。

-
- 小森 唯永 議長 日程第2
会期の決定についてを議題といたします。
おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしまし
た。
-

- 小森 唯永 議長 日程第3
報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたしま
す。
ただちに、説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。
本件は、自動車運行上の事故にかかる損害賠償の額の決
定に関するものであります。
事故の状況につきましては、昨年12月5日、午後3時
8分ごろ、中川郡幕別町札内中央町319番地の9幕別
消防署札内支署敷地内において、幕別消防署の職員が前
部に排土板を取り付けた消防自動車を運転して除雪作業
中、後退し右に方向転回したところ、敷地内に駐車して
いた軽自動車に排土板が接触したものであります。
このため、相手方に物的損害が生じたので、その損
害を賠償するため、専決処分をしたものであります。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
-

- 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。
以上で、報告第1号を終わります。
-

- 小森 唯永 議長 日程第4

議案第1号、専決処分の報告並びに承認についてを議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

- 米沢 則寿 組合長 議案第1号、専決処分の報告並びに承認についてご説明いたします。

本案は、昨年12月1日付けで、懲戒免職処分とした元組合職員から、当組合公平委員会に対して処分不服の申立てがあったことに伴い、公平委員会の審理等において適切に対応できるよう弁護士費用を追加するため、専決処分したものであります。

よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

- 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。
37番稲葉典昭議員。
-

- 37番 稲葉 典昭 議員

議案第1号でございますが、12月1日付けで行った懲戒免職処分に対して公平委員会への不服申し立てを行ったことに対する弁護士費用ということでございました。本専決処分の原因となった、懲戒免職処分でございますが、その根拠条文と適用した処分に関する基準について、まず、お聞きいたします。

- 小森 唯永 議長 大石健二消防局次長。
-

- 大石 健二 消防局次長

平成29年12月1日付けで行いました、元職員の懲戒の理由につきましては、平成28年4月1日の消防局運用開始後、被処分者につきましては同年5月に公務外で交通違反を犯し、戒告の懲戒処分を受けて、その際に反省と職務の精励などを誓ったところでございますが、昨年3月には、被処分者の問題行動に対して上司が注意指導し、これに対して担当職務を見直す措置をとったことに対して、自

らの非違行為を認めず、真逆に被害者であるとして、当組合に損害賠償請求訴訟を起こし、職場内秩序を混乱させたものでございます。

更には、この裁判の過程において、上司、同僚など署員からの陳述書が提出され、その内容から、新たに非違行為に該当する事案が多数確認されたもので、暴行と認められる職場内秩序を乱す行為1件、勤務態度不良5件、事務処理の不適正5件、事案的には7件でございますけれども、こういった処分に該当する事案があったところでございます。こういったことに対し上司から注意指導をしていたのにも関わらず、勤務態度を改めなかったというところでございます。

懲戒処分に関する量定につきましては、処분이厳正に行われるよう人事院が指針を示してございまして、当組合においても組合発足に併せて、懲戒処分等に関する基準を定めており、先程申し上げました事案がそれぞれ該当すると判断したところでございます。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

地方公務員法だとか分限懲戒に関する条例だとか非違行為については懲戒処分等に関する基準がございまして、そういった中で非違行為が7件ということで答弁があったわけでございます。分限及び懲戒に関する条例、これは地方公務員法に基づいて設置されているわけですが、この条例の3条です、降任だとか免職の処分に関する規定が行われているわけですが、いくつかの号があるわけですが、それらの中でいずれの号もですが、客観的事実により確認するというふうになっているわけですが、懲戒免職処分を行った理由については、適用した基準については7項目の非違行為があったとご答弁があったわけでございます。

いくつかお聞きしたいわけですが、7項目の非違行為ということでございますが、その中にこの損害賠償の支払いを求める訴訟を提起したことは含まれているのでしょうか。

それからですね、広域消防になった以降のことが答弁

にあったわけですが、非違行為が繰り返されているというお話もあったわけですが、これは広域消防の前と後、連続してあるというふうに認識して良いのかどうなのか。

それから3点目でございますが、非違行為の事実認定についてですけれども、今ですね、先程答弁にもあったように、処分された職員はですね、非違行為を否定する訴訟を起こしていると、こういう現状があるわけですね。そうしますと非違行為の事実認定についてですね、訴訟の前の事案と、訴訟の後のものが当然含まれてくると思うわけですね。混在してくるわけですから。そうすると係争中であるということを見ると、判決が出るまでは、この条文にある客観的事実の確認がされていないものもあるというふうになるのではないかというふうに思うわけですね。これらについてどう思うのかということですね。

4つ目には、7項目という色々全部言ったわけではございませんが、7項目という多くの非違行為をもって処分されているわけですが、これらの多くの非違行為がですね、処分されるにあたって、管理監督責任というのは、どのように考えられているのかお聞きをしたいと思っております。

○ 小森 唯永 議長 大石健二消防局次長。

○ 大石 健二 消防局次長

まず、裁判を起こしたからという部分が、非違行為に該当するのか、というような部分でございますけれども、裁判を受ける権利については、憲法で保障されているもので、当然尊重されなければならないと思っております。しかし、他方で訴えの提起は提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が（稲葉典昭議員「もう少しゆっくり喋って。聞き取れない。」と呼ぶ）はい。事實的、法律的根拠を欠くものである上、そのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨、目的に照らして、著しく相当性を欠く場合は相手方に対する違法な行為になるとするのが最高裁判所の判例でございます。こういったこともございまして、自らの非違行為を認めないで、かえって組合に慰謝料の支払いを求める民事訴

訟を起こしたことは職場内の秩序を混乱させたというように、このことに該当すると判断したところでございます。

それと過去の非違行為の部分の質問がございましたけれども、旧東十勝消防事務組合においても非違行為が繰り返えされていたところでありまして、これに対し再三に渡り、上司から注意指導を繰り返していたというようなことも報告されてございます。

裁判の結果を見てからというような部分のご質問もあったと思いますけれども、今回の処分については、懲戒処分の標準例では、他の職員に対する暴行による職場内秩序を乱した場合は、停職又は減給、暴言では減給又は戒告、勤務態度不良の場合は、減給又は戒告、事務処理の不適正では、減給、戒告、訓告、嚴重注意又は口頭注意となつてございまして、こういった非違行為が多数発生する場合は、私どもの基準の定めでは、更に重たい処分を課することができるというふうに謳つてございます。

また、事実認定という部分でございまして、現在裁判中の訴訟について被処分者は、事実無根ということで、不法行為があると主張をしておりますけれども、新たに発覚した非違行為については、事実確認を私どもも実際にやっております。本人曰く、一部の行為は認めていますけれども、暴行とは認識していなかったと、また、上司との間に意思疎通が図られておらず、事実が歪曲されているというような発言もあったところでございまして、組合としては、被害者側の確認も行い、目撃者がいることや状況の把握を行い、事実認定を行ったというような状況になってございます。

また、管理監督責任という部分でありますけれども、今回上司が様々指導を繰り返しやしたことに対しても非違行為が繰り返されるということで、管理監督責任については十分な責任を果たしているというふうに組合としては判断をしております。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

るご答弁をいただきました。非違行為の数々については、広域前も繰り返されていたということもございませ

た。訴訟との関係では、裁判制度の正当性を欠く場合にはこういった場合もあるということですね。裁判を起すことによって秩序を混乱させたというようなご答弁もございました。私ども議会は、非違行為の個々について認定する立場にもございませんし、報告も受けておりません。一方的な答弁をお聞きしているだけです。私が一番問題と思っていることはですね、その裁判を行っている、つまり係争中ですね。非違行為の数々についてですね、色々ご答弁があったわけですが、そのことについて、答弁された中身が事実であれば、裁判で間もなく決着がつくことになるわけなんです。そのことによって、客観的に非違行為があったということが認められるわけなんです。ですから、そういったことを考えるとですね、やはり答弁の中にあっただけでも、放置しておけないと、処分の中には停職のことだとか色んなこともありましたよね。であるならば、あるならばですよ、係争中に免職という形で切ってしまうということではなくて、より客観的事実を明らかにした上で、それを持って、免職という手続きが正しいのであれば、私はやるべきではないかと、手続論的にね、そういう思いがしたわけですね。こういったことがですね、雇用者側から一方的にやられるというふうになると、おっしゃったように裁判を受ける権利というのは憲法32条で保障されているわけですが、されているわけですが、対等平等と言いつつもですね、事実的には雇用者と被雇用者という関係がある中で、雇用者側が免職という伝家の宝刀を振るといふことになればですね、事実的には裁判を受ける権利というのは守られないのではないかと、いうふうに思うわけでございます。客観的事実により、確認することの1つはですね、裁判の判決、このことによって確認されるということになるわけですから、その理由が裁判によって確保されてからですね、私は処分を行うべきではなかったのかというふうに思っております。

○ 小森 唯永 議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 小森 唯永 議長 なければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
中橋友子議員から発言の通告があります。
17番中橋友子議員、登壇願います。
-

○ 17番 中橋 友子 議員

それでは、議案第1号、平成29年度とちち広域消防事務組合一般会計補正予算第4号に対する反対討論を行います。

議案の提案理由は、当組合と非違行為の理由で係争中の職員が、昨年12月1日付けで当組合が懲戒免職処分を行ったことに対し、公平委員会への不服申し立てを行ったことに対する弁護士費用となっています。

職員の処分は、とちち広域消防事務組合の分限及び懲戒に関する条例に基づき行われたと報告されていますが、手続き上適切ではなかったと申し上げざるを得ません。処分の概要は、地方公務員法第29条第1項第3号の全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合に該当し、同法第33条に定める信用失墜行為の禁止に違反する行為が7件あったと、只今の質疑の中で明らかにされました。しかしながら、分限及び懲戒に関する条例の第3条では免職について、①客観的事実による勤務成績不良の確認、②心身の故障を認定するに足る客観的事実による職務不履行の確認、③適性に欠く客観的事実の確認等、いずれも客観的事実の確認を定めています。昨年11月この定例議会で弁護士費用について議決を行いました。非違行為の客観的事実については現在係争中であり、判決は出されておられません。したがって、判決が出されるまでは客観的な確認はできていないと言えるのではないのでしょうか。憲法32条には、何人も裁判を受ける権利を保障しております。懲戒免職の理由の非違行為について係争中である以上、分限及び懲戒に関する条例に適合しているとは言えません。よって懲戒免職処分は裁判によって、より客観的な事実が確認されてから行うべきであり、本議案は認められないことを申し上げ反対討論といたします。

- 小森 唯永 議長 以上で通告による討論は終わりました。
ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ほかになければ討論を終わります。
これから、議案第1号について起立により採決を行います。
おはかりいたします。
議案第1号については、これを承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 小森 唯永 議長 起立多数でありますので、議案第1号は、承認されました。
-

- 小森 唯永 議長 日程第5
議案第2号、専決処分の報告並びに承認についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第2号、専決処分の報告並びに承認についてご説明いたします。
本案は、昨年12月25日、午前7時49分ごろ、河東郡音更町木野大通り東10丁目2番地5いちまるルーキー店において、救急業務中の音更消防署の職員が傷病者をストレッチャーに収容し店内を搬送していたところ、商品陳列台のガラスにストレッチャーが接触し、破損させたものであります。
このため、相手方に物的損害が生じたので、その損害を賠償するため、専決処分をしたものであります。
よろしくご承認賜りますようお願いいたします。
-

- 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第2号については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第2号は、承認されました。
-

- 小森 唯永 議長 日程第6
議案第3号、平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第5号を議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第3号、平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第5号のうち、はじめに、歳出についてご説明いたします。
第15款消防費は、燃料単価の上昇などにより、不足が見込まれる経費を追加するほか、各消防署に要する経費の精査などにより予算の補正を行ったものであります。
第20款消防施設費は、機械器具の故障に伴う更新整備費を追加するほか、各消防署の施設整備に要する経費の精査などにより予算の補正を行ったものであります。
第25款公債費は、地方債の償還金利子を減額するものであります。
第30款職員費は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、執行見込みの精査などにより予算の補正を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

第5款分担金及び負担金は、職員費など歳出予算の追加に伴い関係町からの分担金を追加するものであります。

第10款使用料及び手数料は、危険物規制事務取扱手数料の収入見込みに合わせて、予算を追加するものであります。

第23款寄附金は、本別町在住の方からのご厚意により寄附が寄せられておりますので、寄附者の意向に沿い、本別消防署の火災予防啓発資器材購入費に充てるものであります。

第25款繰越金は、職員費など歳出予算の追加に伴う財源として、前年度繰越金を追加するものであります。

第30款諸収入は、労働保険料、その他雑入の予算を減額するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○ 小森 唯永 議長 日程第7
議案第4号、平成30年度とかち広域消防事務組合一

般会計予算ほか3件を一括して議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第4号から議案第7号までの各議案につきまして、一括してご説明いたします。

はじめに、議案第4号、平成30年度とかち広域消防事務組合一般会計予算について、ご説明いたします。平成30年度予算は、住民の安全、安心を守るため、効果的、効率的な組合運営に資する編成を行ったところであります。平成30年度の予算総額は、60億699万3,000円で、車両更新に係る整備費の増などにより、前年度予算対比では、2億267万3,000円の増となるものであります。

次に、主な予算の内容につきまして、歳出から順次、ご説明いたします。

第5款議会費は、議会議員及び事務局に要する経費を計上いたしました。

第10款総務費は、一般管理に要する経費のほか、公平委員会及び監査委員に要する経費を計上いたしました。

第15款消防費は、消防局に要する経費、デジタル無線及び指令センターの運用管理に要する経費のほか、管内19消防署における常備消防に要する経費を計上いたしました。

第20款消防施設費は、各消防署に係る施設整備に要する経費を計上いたしました。

第25款公債費は、地方債の償還金及び一時借入金利子を計上いたしました。

第30款職員費は、職員給与費を計上いたしました。

第40款予備費は、不測の経費に対処するため、所要額を計上いたしました。

次に、歳入について、ご説明いたします。

第5款分担金及び負担金は、構成市町村からの運営分担金を計上いたしました。

第10款使用料及び手数料は、危険物規制事務取扱手数料を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、災害対応特殊救急自動車2台の購入に伴う、緊急消防援助隊設備整備費補助金を計上いたしました。

ざいます。

何点かお聞きしたいというふうと思いますが、1つは課題解消のタイムスケジュールについてもこれまで伺ってきているわけですが、先程申し上げたように広域消防ができるまでは5年と言っていたものが、前回お聞きした時には、短期、中期、長期というふうに分けられ、後退したのではないのかなというようなイメージを持ってお聞きをしております。また一方ですね、できるものから進めていくとこういう認識も示されているわけですが、当初の5年を目処にですね、できるもの、できないもの、これについて伺っておきたいと思います。

2つ目でございますが、広域消防における消防力の基準、指針でございますが、5年で新たにと言っていたわけですが、この間の答弁の中で市町村ごとの格差もあり、できるものから検討を重ねて消防力を整備していきたいと、こういうふうにご答弁されるようになってきております。この消防力の基準、指針でございますが、こういうふうにご規定されているわけですね。住民の生命、身体、財産を守る責務を全うするため、現有の消防力の水準を総点検したうえで、地域の実情に即した適切な消防体制を整備すると、こう規定されているわけでございます。新しい基準、指針でございますが、整備されるまでは、当然、消防組織法の34条に基づく広域消防の運営計画ですね、これに基づいた消防力の整備がされることになるわけでございます。運営計画では、全部は言いませんけども、2つに限ってどういうふうにご述べているかというのと、1つは消防車両でございますが、20年で更新した場合、年平均16台の更新をする必要があるということですね、今年度末までは車両総数315台のうち、20年以上は140台以上半数近くがこれ更新対象となるわけでございます。また、運営計画の中でですね、車両整備と広域化消防設備整備計画の策定というのも規定しているわけでございます。来年度予算の中で、この整備計画の到達計画について伺っておきたいというふうにご思います。また、広域化の消防施設計画、消防施設計画ですね。この施設計画の中で水利に関する、水利ですね。水利に関する計画が含まれているわけですが、消火栓1,742基のうち更新目安の40年を超えるものが17パーセント、間もなく更新期に入るものを含めると40パーセントになろうとするわけですね。この来年度の計画

との関わりで更新予定について伺っておきたいというふうに思います。

3点目ですが、予防の関係でございます。1月31日札幌東区で発生した老人下宿の火災ですね、間もなく1か月経つわけですが、11名もの方が亡くなっているわけですが、原因はまだ特定されていないという報道もされております。広域消防管轄内でのですね、高齢者施設、障がい者施設の数、自動火災報知機の設置義務のある高齢者施設数と未設置の箇所数、同じくスプリンクラーの設置義務のある施設数と未設置の箇所数についてお伺いしたいと思います。

○ 小森 唯永 議長 山田典崇総務課長補佐。

○ 山田 典崇 総務課長補佐

私の方からまず、5年間を目処にできるもの、できないもの、進捗状況といったご質問かと思えます。その点についてご説明させていただきたいと思えます。

これまでの組合議会におきましても、消防力の基準、勤務形態、給与、階級制度など、広域化後5年間という目標を持ちながら、できるところから進めていくと、こういった説明をさせていただいてきたところであります。

また、昨年11月の議員協議会におきましては、給与制度の統一に向け、帯広市の制度を基本とする統一制度案と、併せまして平成31年度の新規採用職員から先行していく方向性について報告し、本定例会におきましては、給与条例制定について、議案提出させていただいたと、こういった流れになってございます。

既存職員につきましては、引き続き、市町村の給与条例を適用することになりますけれども、5年間での統一に向けて、新制度への移行方法について継続して検討・協議を進めるとともに、階級制度についても合わせて統一できるように検討してまいりたいと考えております。

また、勤務形態につきましては、2部制への統一に向けまして、消防力と並行して整理を図っていきたいと考えてございまして、先程5年間を目処にできるもの、できないもののお話がありますけれども、5年間を目処にやっていくというような、計画の目標についてはですね、

この中でですね、整理できるように、今後3年間の中で引き続き検討していくといったところでございます。

○ 小森 唯永 議長 広川浩嗣消防課長。

○ 広川 浩嗣 消防課長

私の方から消防力のことについてご説明いたします。

運営計画では、広域化後5年を目処に新たな基準を作成し、効率的な部隊運用を目指すことになっているわけでありまして。

消防力は住民の安全、安心に関わる分野であり、また、即応力が求められるため、現状の消防力を維持することを基本としながら、進められるものは進めて行き、地域の実情にあったものを現在研究しているところであります。十勝においては、沿岸部、山を抱えている町もありますし、川を抱えている町もあり、それぞれ地域の実情がありますので、その地域の実情に沿ったものを検討、研究しているところであります。

整備計画の部分でありますけれども、整備計画等については自賄いが継続されていることから、各市町村の判断によって、整備計画どおりに進められているところでございます。

消防水利のことでもありますけれども、来年度消防水利については各市町村の事務ということで整理されたところでもありますけれども、30年度の予算については、消火栓については4基、防火水槽については2基程更新すると伺っているところであります。

○ 小森 唯永 議長 小野修一予防課長。

○ 小野 修一 予防課長

只今のご質問に対してお答えいたします。十勝管内における、高齢者施設、障がい者施設に対し、自動火災報知設備とスプリンクラー設備の状況でございますが、本年2月1日現在でございますが、調査結果をご報告いたします。自動火災報知設備ですが、高齢者施設で付いて

いないものは5件、障がい者施設で16件、スプリンクラー設備の高齢者施設で1件、障がい者施設で4件となっておりますが、現在各消防署にその設備の着工届というものが届いております。つまり、自動火災報知設備、スプリンクラー設備を付けるよという着工届が出ておりますから、この中から数は減っていくということでございます。ただ、着工届が出ていない施設に関しまして指導を継続していくつもりでございます。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

るご答弁いただきました。1つはですね、できるもの、できないものということでお伺いしたわけですが、答弁では基本的には全部進めているというご認識が示されております。

消防力の基準についても、現在検討中ということで、それまでは運営計画に基づいて整備をしていくということになってですね、色々基準の中では人員も含めてですね、様々示されているわけですが、2点ですね、消防車両、水利についてのみ今回お聞きをしております。運営計画で示されてた中身については先程申し上げたとおりになっているわけですが、各町村の計画に基づいて進められていると、こういうご答弁だったわけです。先程も申し上げたようにですね、それぞれの計画があるわけなんですよ。広域消防局はですね、それらをとりまとめて1つには車両整備等広域化消防設備整備計画を策定するとなっているわけですよ。施設についても同じように広域化消防施設計画を作成するというふうになっている。これは、広域消防の仕事としてとりまとめたものを作ると、そうじゃないと広域消防としての計画を推進する何も無くなるわけですから、だから、その計画に基づいて5年ということは何、後3年しかないわけですから、来年はどこまで行くんですか、ということをお聞きしたわけなんです。しかしそれは各市町村に自賄いなんだから任せているんだ、ということではですね、これ計画の策定に誰が責任を負うのか、ということになるんじゃないかというふうに思うわけですね。例えば、帯広

市であればですよ、それぞれ各自治体の都合というのものもあるわけなんですけども、帯広市であれば、それらの更新についてですね、6期総の中でというふうに答弁しているわけですよ。これまでね。6期総というのは、今年、来年で完結していくわけになるわけですが、しかし、帯広市の消防整備というふうに見ても、今年というか来年度予算については3月では骨格と6月に政策予算となっているわけですから、6月にどういう形で出てくるか当然分からないわけで、新しい首長さんがですね、判断をしていくというふうになるわけですが、しかし6期総の中で整備しなくてはいけない絶対量というのは決まっているわけですから、それをどうするんだということとは当然局としてですね、予算要望といいますかね、この計画を推進するにあたっての必要な手立て、話し合いと言うんですか、違った人格を持った組織ですから、というのが必要になってくるんだらうと思うわけなんです。それはそれぞれの組合とそれぞれの自治体がそういった関係になれば、組合が作ったですね、この整備計画の実現というのはありえないと思うんですよ。その辺のことが聞きたかったわけなんですけども、それはそれぞれということではですね、ちょっと意味がわからないなというふうに思いますので、もう一度整理していただければというふうに思っております。

それからですね、予防の関係ですね、お聞きをいたしました。ちょっと高齢者施設と障がい者施設の全体像の答弁が無かったものですから、分からないんですけども、高齢者施設であれば未設置が自動火災報知機については未設置が5箇所ということですよ。これ帯広市内でいくと、高齢者施設の設置義務の有るのは120箇所未設置が5箇所というふうに私ども掴んでおりますから、全部帯広市内の施設ということになりますよね。障がい者施設は16箇所ということで、帯広の設置義務のある施設は71箇所未設置が10箇所というふうに私ども掴んでおりますので、16箇所のうち10箇所帯広、6箇所は他の町村というふうになっているのかなというふうに思っております。スプリンクラーについては、設置義務のあるところで付いていないのは1箇所ということでございました。高齢者施設ではですね。帯広は無いですから、町村の中で1箇所設置されていないということかなというふうに思います。障害者施設については、

未設置が4箇所というご答弁がございました。帯広の設置義務のある施設は障がい者では16箇所、未設置が2箇所というふうに押さえてますから、4箇所のうち2箇所は帯広ということになるのかなと思います。この間でですね、調査なども行ってですね、その後着工届が出ているところもあるというご答弁がございました。それぞれ未設置の数はお聞きしたわけですが、そのうち着工届が出ているのは何件なのか、お聞きしておきたいと思います。

○ 小森 唯永 議長 広川浩嗣消防課長。

○ 広川 浩嗣 消防課長

私の方から施設整備等の計画についてお答えいたします。施設等の各種計画については、現在自賄いで行っている現状があり、それぞれの町のその時ごとの全体の予算の範囲の中で検討されている状況であり、当初の計画どおりに進んでいない部分もあるところであります。

ただ、消防局としましては、計画どおりに進めてもらえるようにしっかり各構成市町村と連携を取りながら、消防力を維持することを基本とし、各構成市町村にしっかり働きかけをしていき、計画どおり進むようしっかり管理していきたいと考えているところであります。

○ 小森 唯永 議長 小野修一予防課長。

○ 小野 修一 予防課長

自動火災報知設備、スプリンクラー設備の着工届の件数のご質問にお答えさせていただきます。

自動火災報知設備ですが、高齢者施設で5施設のうち4施設は着工届が出ており、1件は指導を継続する予定としております。同じく自動火災報知設備の障がい者施設でございますが、16件のうち8件が着工届が出ておりまして、8件は指導を継続する予定としております。

続きまして、スプリンクラー設備でございます。スプリンクラー設備に関しましては、こちらの施設は来年度に事

業を変更する予定と聞いておりました、その際にはスプリンクラー設備が未該当となる可能性を秘めた施設と聞いております。スプリンクラー設備の障がい者施設でございます。こちらは4件ということでしたが、3件が着工予定で、1件を指導継続予定としております。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉典昭議員。

○ 37番 稲葉 典昭 議員

自動火災報知機とですね、スプリンクラーから先にお話しますけども、立ち入り調査などやっていく中で、着工届がそれぞれ出てきているということで、高齢者施設ではまだ届出が無いのは、つまり整備状況が掴めないのが1件ということですよ。障がい者施設で8件ということで、スプリンクラーは障がい者施設で1件ということになっているわけですね。スプリンクラーはですね、確か補助制度が、国の補助制度が3月末までということに今の時点ではですよ、伸びるかもしれませんが、なっていると考えるとですね、ぜひですね、指導も強めていただくということですよ、点検調査と併せていつまでにやれるのかということも当該する福祉部であったりだとかですね、連携も取りながらですね、ぜひ進めていただきたいということをお願いしておきたいなというふうに思います。

それから、基準だとか計画との関わりの中でのるご答弁いただいたわけですね。これですね、結構大変なんですね。給与の統一の条例も出されております。お話はですね、来年度の新入職員からですね、毎年この条例に基づいた給与を適用していけばね、40年後には全部この給与になるということになるわけですけども、しかし先程のお話では5年を目処に検討、研究しているんだということですよ。私どもも、各自治体の給与等については、色々調査もしているわけですけども、各年代ごとのですね、平均年収を比較しますとね、例えば平均年収が一番高い自治体と、一番安い自治体ですよ。これを比較すると20歳代で38万円約ですよ、30代で77万、40代で55万、50代で47万とこれぐらい差になってくるわけですよ。1年間ですから。そうするとこれを統一するというのは、かなり真剣にですね、広域消防そのものについての理解も深めなが

らやっていかなければですね、現在働いている職員のですね、待遇が悪くなるということに繋がっていくわけですから、モチベーションが下がった中ですね、住民の財産、生命を守るといのはなかなか大変なことになるわけですね。そうするとやはり丁寧にしかもですね、1つの組織として均衡ある整備となってくるわけですから、かなり努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

先程も申し上げたように、運営計画であったりとか計画はこれあるわけですから、広域消防を作るにあたってのね、この運営計画というのは法律に基づいた住民への公約なんですよ。ですから、広域消防が円滑な運営を行うためにもですね、この計画をそのとおりに進めていくことが前提になってくるものだと思います。計画を作成したのは十勝圏複合事務組合であります、それを引継いだとかち広域消防事務組合がですね、この運営計画の推進、そして実施に当然責任を持たなければならないというわけで、3年目の予算にそれを推進する立場でどう反映されているのかということが問われなければならないということでお聞きをしていたわけなんです。残された3年の中でこれを進めていくということですね。それらも含めてですね、改めて考え方、この運営計画、それから整備計画ですね、これを5年間で進めていくということに対する改めて考えをまとめてお聞きをしてですね、質問を終わりたいと思います。

○ 小森 唯永 議長 編田浩也消防局次長。

○ 編田 浩也 消防局次長

運営計画、整備計画ということでございます。

先程から答弁させていただいているとおり、繰り返しになりますけども、現在自賄いの対応ということで各町の進め方で進めていただいております。ただ、消防局としましては、例えば、車両等ですと、更新がスムーズにいくような形で、車両の更新の目的というのは、災害対応に支障がなく、有効な活用ができるということにあります。そのために日頃から日常点検、管理等を徹底し、その結果を更新の重要な判断材料としているところでございますが、そういったものの整備等の統一というのを今年度図ったとこ

ろでございます。そういった部分での整備計画等に各町が、車両等の整備ができるようなサポートと申しますか、細かな部分の統一を消防局としてはしては行って、5年を目処に考えております消防力と併せて整備等に関する消防局としての一定の方向が固まるまでは、そのような形で対応していきたいと考えてございます。

○ 小森 唯永 議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 なければ、質疑を終わります。
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、議案第4号から議案第7号までの4件について、一括して採決を行います。
おはかりいたします。

議案第4号ほか3件については、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第4号ほか3件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○ 小森 唯永 議長 以上で、本日の日程は、全部終わりました。
これをもちまして、平成30年第1回とちかち広域消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

————— 午後2時37分閉会 —————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小森 唯永

議 員 千葉 幹雄

議 員 中橋 友子